

障害児の体制検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児の支援体制検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 障害児分野において、支援が必要な障害児は、家庭での養育が困難となった場合、施設での養育が中心であるため、集団生活を送ることとなり、より家庭的な環境での養育は提供できていない。

そのため、障害児に対する、より家庭的な環境での養育を提供するために必要な支援体制を検討するにあたり、専門的、障害児等の視点から意見を徴するため、検討会を設置する。

(意見を求める事項)

第3条 県は検討会から、家庭的環境、家庭と同様の養育環境における障害児支援に必要な環境、職員体制等必要な支援について意見を徴する。

(設置期間)

第4条 検討会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(構成員)

第5条 検討会の委員は、次の学識経験者等から構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害児入所施設（主として知的障害児）代表者
- (3) 障害児入所施設（主として肢体不自由児）代表者
- (4) 里親センター センター長
- (5) 市町村障害児担当課
- (6) 中央児童相談所 子ども相談課長
- (7) 中央児童相談所 虐待対策支援課長

2 委員がやむを得ず出席できない場合であつて、座長が必要と認めたときは、委員は代理出席者を検討会に出席させることができる。

(座長)

第6条 検討会に座長を置く。

2 座長は委員の互選により選任する。

(会議の運営)

第7条 検討会は、座長が召集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 座長が必要と認めるときは、委員以外の有識者に出席させ、意見を徴することができる。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、障害サービス課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項に関しては、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 25 日から施行する。